



新型コロナウイルス感染症にかかる 登園自粛期間中の保育料の減免申請について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市から登園自粛要請をした期間に、登園自粛にご協力いただいた場合、保育料を日割りにて計算し、自粛日数分を減免いたします。なお、日割り計算後の金額が現時点では算出できないため、4月分及び5月分の保育料は一旦お支払いいただきますので、ご了承ください。

1 対象

市内の保育所（園）、認定こども園（保育園部）、小規模保育施設の0～2歳児クラスに在籍する児童で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市が要請した登園自粛期間（令和2年4月7日から令和2年5月20日まで）に、登園自粛に協力した場合

※普段登園していない曜日や期間中の体調不良による欠席、日曜及び祝日は登園自粛日数に含みません。登園自粛日数は、市から各施設に確認いたします。

2 減免後の保育料（月額）の計算式

$$\text{保育料（月額）} \times \frac{\text{月の施設開所日数} - \text{登園自粛日数}}{\text{月の施設開所日数}} = \text{減免後の保育料}$$

※10円未満切り捨て

【計算例：保育料月額 25,700 円、25 日間開所の園で、17 日間登園自粛した場合】

$$25,700 \times \frac{25 \text{ 日} - 17 \text{ 日}}{25 \text{ 日}} = \underline{\underline{8,220 \text{ 円（減免後の保育料）}}}$$

3 申請方法

後日、減免の対象となる方には、ご利用の園を通して「保育料減免申請書」を配布いたしますので、必要事項を記載の上、ご利用の施設にご提出ください。

※お住まいの市町村での申請が必要となりますので、市外にお住まいの方は、お住まいの市町村に申請方法をご確認ください。

※保育料の引き落とし口座に差額分の保育料を還付します。口座登録がお済みでない場合は、早めに登録をお願いいたします。

【お問い合わせ】

沼津市子育て支援課 入所・相談係 電話934-4826